

## 医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 医療的ケア児等の保健・医療・福祉・教育等を支える体制の構築の推進に資するため、二次医療圏を基本とした「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」（以下「検討会議」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケア児等コーディネーターの配置・運用にかかる課題の抽出と対応策の協議
- (2) その他小児等在宅医療（医療的ケア児等に関することを含む）課題に関する協議

### (委員)

第3条 検討会議は、委員 20 人を目安として構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、選定する。

- (1) 医療・保健分野の立場にある者
- (2) 福祉分野の立場にある者
- (3) 教育分野の立場にある者
- (4) 在宅医療を必要とする小児等（医療的ケア児等を含む）への専門的な支援に携わる者

3 委員の任期は就任した年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

### (座長)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

4 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。